

新經濟連盟 政策要望

2017年12月7日

Hello, Future!



目次

1. 当連盟の基本的経済政策

2. 具体的要望項目

① インテリジェント・ハブ化構想の推進

② 最先端社会・スマートネーション

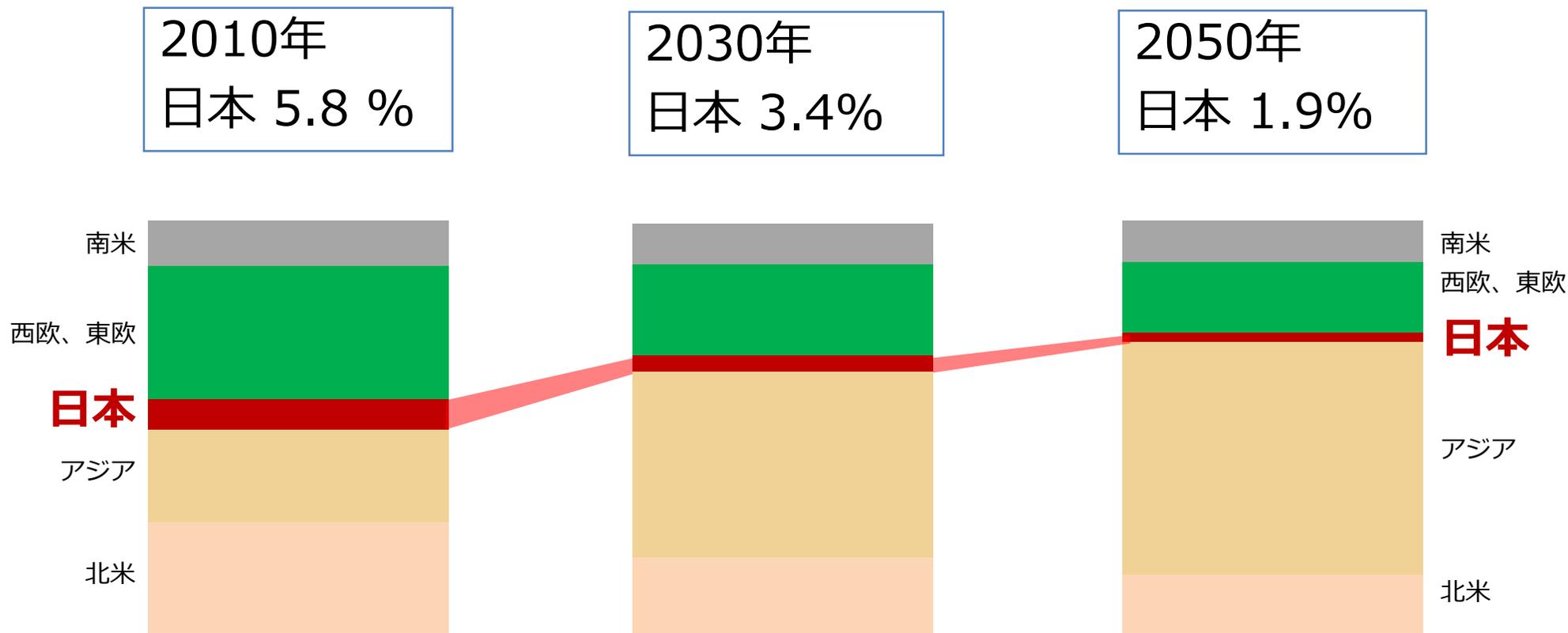
③ 超観光立国

3. KPI

1. 当連盟の基本的経済政策

日本のGDP世界シェアの低下

- 日本のGDPシェア：2050年に2%未満にまで低下
- アジア地域のGDPシェア：約28%(2010年)→約48%(2050年)



「Japan Ahead」(2015年5月公表)

■当該提案実施の経済効果は、約150兆円



情報を制するものは世界を制する

- インターネットによるビッグバンがおきており、データ流通量が急増。
- 「情報を制する者は世界を制する」
- 諸外国は、上記の認識をもとに、成長戦略・情報戦略を再構築。
- 一方、日本は、世界の動きを意識せず、ガラパゴス化。このままでは情報が日本から世界に流れてしまう危機も。
- 世界の動きに対抗するためには、日本に、情報や人・ものがあつまるところにすることが必要。また、社会全体を最先端の状況に即応できる体制に変革することが必要不可欠。

国際的なデジタルデータ量の増加予測



(エクサバイト 10^{18})

出所：総務省「ICTコトづくり検討会議」報告書



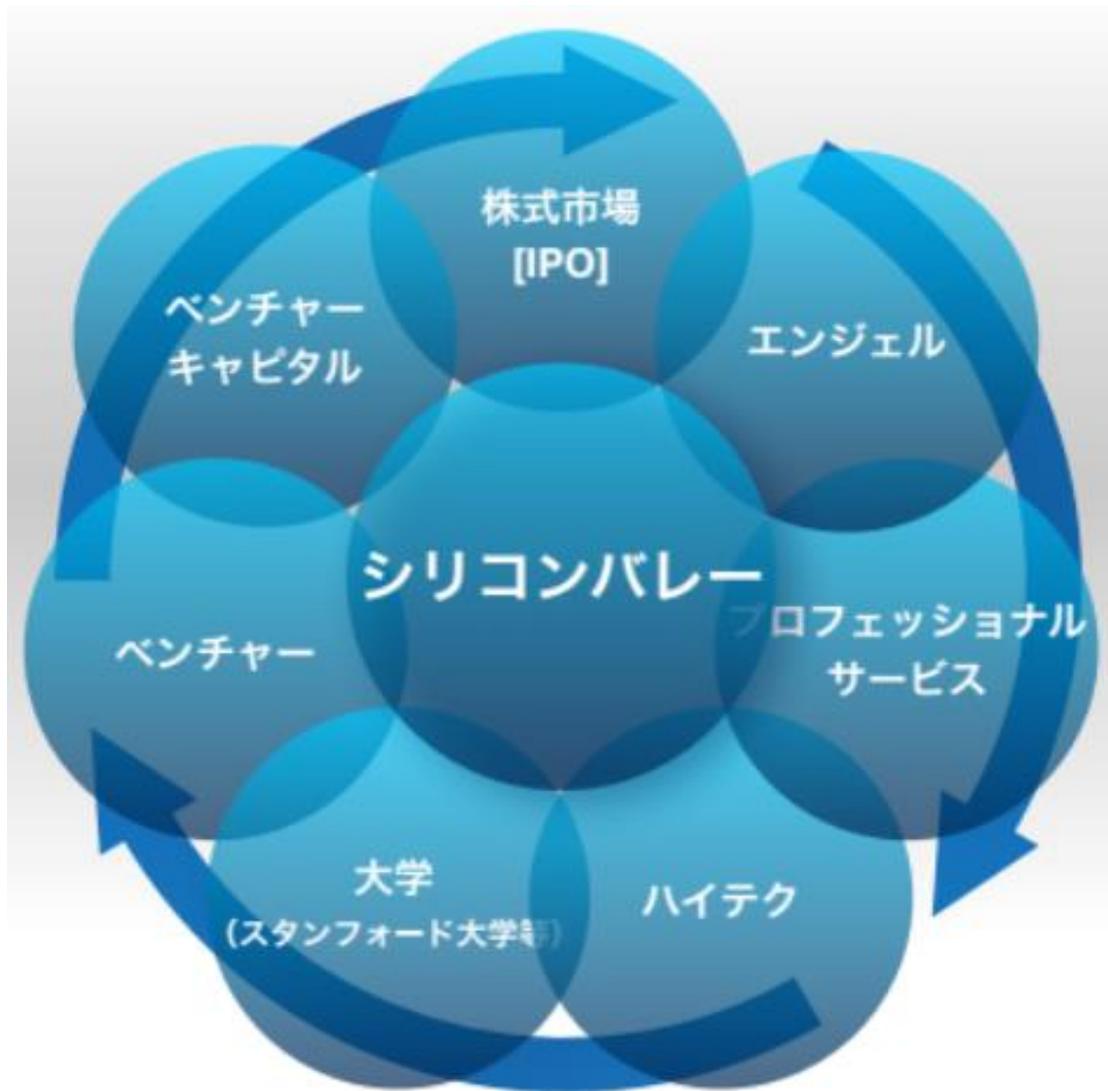
2. 具体的要望項目



2-① インテリジェント・ハブ化構想の推進



シリコンバレーエコシステム



- 人材の多様性、メンターの存在
- 世界中から集まる優秀な人材
創業者の5割、エンジニアの7割が移民
- 起業を称賛する文化
- ビジネスしやすい法環境
- 大学とベンチャーの連携

具体的施策①

■世界中から優秀な起業家・技術者と資金を集めるための施策の推進

- ・海外から招致する起業家・技術者に対する所得税・住民税の大胆な優遇。当該者が経営する企業への法人税の優遇(欠損長期繰越など)【税制】
- ・社内公用語化等、外国語対応を進める企業への税制面を含めた優遇措置。個人の英語研修費用、英語検定試験受験費用の所得税控除【税制ほか】
- ・居住面、生活面、教育面等での外国語対応の促進
(まずは現状対応可能な比率を見える化しKPIを設定して必要な対応を検討)
【その他の施策】
- ・トップレベルによる外国企業の招致活動の強化、海外VIP等を中心に『日本ファン』をつくる仕組みの強化【その他の施策】
- ・外国人にとっての働きやすい環境の整備(在留期間上限5年の見直し、企業内転勤における転勤前1年以上勤務の条件緩和等)【規制改革ほか】

具体的施策②

■ ベンチャー/テック・フレンドリーな行政制度の構築

- 起業関連をはじめとした各種行政手続きのデジタル化・ワンストップ化・ワンズオンリー化による行政対応コスト削減をKPI設定【その他の施策】

※デンマークは、行政手続きコストを10年で25%削減することを宣言し実施
エストニアは、『ゼロ・ビューロクラシー』を宣言。会社設立20分以内
各省庁は、現在、行政コスト20%削減に向けて実行計画を策定・検証中



2-② 最先端社会・スマートネーションの実現



具体的施策①

■デジタルファースト社会の構築

- 対面・書面交付・押印原則を撤廃するための一括整備法の整備【法律】
- 慣行として対面・書面が残る民間取引のデジタル・オンライン原則化推進のため、「デジタルファースト推進運動」の実施【その他の施策】

一括整備法令による改正対象となる法令の例（詳細）

対象となる法令	改正目的・内容	
薬機法4条、9条の3、36条の4、36条の6 等	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	1. 処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除 2. 「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃
電子処方箋の運用ガイドライン 等	処方箋の完全電子化	・現行は患者が処方箋IDが記載された『電子処方箋引換証』の紙を薬局に持参することとなっているが、医療機関から患者への処方箋のオンライン送信を可能にする。
会社法301条 等	株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化	・株主総会招集と関係資料の提供につき、事業者側がウェブ開示をデフォルトの事業報告等のウェブ開示制度はあるものの、対象は限定されている。 ・世界的なペーパーレスの流れに遅れており、事業者側に多大なコストを負担させ、株主側に十分な検討時間を与えられない等の弊害がある。方法として選択できるようにする。
金融商品取引法 等	金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化	・金融商品取引契約等では、法令上、説明方法として、事業者側が電子交付をデフォルトの方法として選択できるようにする。
宅建業法上の解釈等	不動産取引の重要事項説明での対面原則の完全解禁	・ITを活用した不動産取引の重要事項説明について、社会実験の結果、賃貸は解禁されるがその他の分野についての解禁が課題として残っている。
宅地建物取引業法34条の2、35条、37条 等	不動産取引における重要事項説明書面等の電子化	・不動産取引における重要事項説明書面、媒介契約書面及び37条書面について現行法令上「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法による交付も認めることとする。
借地借家法22条、38条、39条 等	借地借家契約の電子化	・借地借家方上、「書面」とのみあるのを電子署名したうえでの電磁的方法も認めることとする。

一括整備法令による改正対象となる法令の例（詳細）つづき

対象となる法令	改正目的・内容	
労働者派遣法施行規則21条3項、4項	労働者派遣契約の締結における書面記載という書面原則の撤廃	・労働者派遣契約の必要契約事項について契約当事者に対して書面に記載させることとしていることについて、電磁的手段でもよいこととする。
労働契約法4条、労働基準法施行規則5条、職業安定法施行規則4条の2 等	労働契約における労働条件の明示としての書面交付義務の見直し	・労働契約における労働条件の明示としての書面交付義務について見直し、適宜電子署名を活用することを含めて電磁的方法による交付を認めることとする。
労働者派遣法施行規則第26条、27条 等	労働者派遣における就業条件等の通知手段の拡大	・労働者派遣における就業条件の明示や派遣先・派遣労働者への通知等の方法として、ID・パスワードの発行によるインターネット上での情報提供や、派遣元と派遣先による共有システム上での情報共有等の手段を認める。
著作権法21条、35条 等	オンデマンド授業コンテンツにおける他者の著作物利用の際の権利制限規定の導入	・オンデマンド授業コンテンツにおいて、他者の著作物を使用する場合、権利者の権利を制限する規定を設ける。
著作権法	リバースエンジニアリングに関する著作権法上の適法性の明確化	・セキュリティ目的のリバースエンジニアリング(※)が著作権法で適法であることを確保するための所要の措置を講ずる。(※)Reverse engineering。ソフトウェアやハードウェアなどを解析・分解し、その仕組みや仕様、目的、要素技術などを明らかにすること。
道路運送法、関係通達	運行管理における対面点呼原則の撤廃	・現行法令では対面で点呼を実施するのが原則になっているが、必要なりすまし防止対策を講じた上で、ITの利用を全面的に認める。
公証人法第58条第1項、第62条ノ6第1項	電子定款手続のオンライン完結	・認証済の電子定款について、面前確認を見直し、公証役場から受取人へオンラインでの送付を認める。
犯罪収益移転防止法及び政省令 ほか年齢確認を求める法令、通達 等	本人確認のデジタル完結	・非対面での本人確認手段・依拠方法を多様に認める。

具体的施策②

■政府による率先したスマート化

- ・デジタガバメントに関する数値的なKPI設定(法人設立手続き時間の設定、地方税の100%電子納付化など)
- ・キャッシュレスの義務化【法律】
- ・登記、戸籍等へのブロックチェーン活用【法律その他の施策】
- ・デジタル・オンライン原則の徹底(再徴求の禁止・バックヤード連携、デジタル完結を前提としたBPR実施)【その他の施策】
- ・法人設立関連手続きのオンライン完結・ワンストップ化【法律その他の施策】
- ・行政API×民間サービスの推進【その他の施策】
 - ⇒APIガイドラインへの準拠への徹底とAPI設定公開における民間側との意見交換の場の常設とレビュー・モニタリングする仕組みの導入
- ・政府調達の一部割合をベンチャーに割り当て【予算】

具体的施策③

■『最先端サービス実験実証地区』の設定(特区制度、サンドボックス制度の活用等)による社会課題解決 【規制改革】

医療・介護革命

- ・遠隔診療・服薬指導
- ・IT活用した医療・介護
- ・医療データ連携

移動・物流革命

- ・ライドシェア、配送シェア
- ・完全自動運転
- ・ドローン配送

金融・決済革命

- ・キャッシュレス決済義務付け
- ・新たな信用供与サービス

シェアリングエコノミー

- ・民泊サービス
(民泊新法の営業日数制限の特例)

具体的施策③（つづき）フィンテックの規制改革改事例

想定される新サービス等	関係法律と改正点	現状の問題・改善イメージなど
①B2B取引等での多様な決済手段の提供	資金決済法 (上限額の撤廃又は引き上げ)	●取り扱い金額が100万以下に制限され、B2B等では利用できない。
②クラウドソーシングデータ等を活用した新たな与信	貸金業法 (年収による総量規制の見直し)	●クラウドソーシング事業者が保有する業務遂行履歴等を活用すれば、新たな個人の与信データとなる。 ●非正規雇用、個人事業種、フリーランス、主婦、パートアルバイトなどマーケットの拡大と現状では与信を得られていない市場の取り込みが可能
③スモールビジネス向け融資の創設・拡充	利息制限法、出資法、貸金業法等 (上限金利規制・総量規制の緩和、金利設定期間の見直し等)	●15-20%の上限金利以上での貸出しが不可能なため、スモールビジネスにおける運転資金のファイナンスの市場(短期融資、月次で1-3%等の金利)に答えられない ●手数料型ランザクションレンディングにおける貸金業法の登録を不要化することで新たなフィンテック事業者の参入が期待

具体的施策③（つづき）フィンテックの規制改革改事例

想定される新サービス等	関係法律と改正点	現状の問題・改善イメージなど
④P2P融資、クラウドファンディングの柔軟化	金融商品取引法、貸金業法 (ファンド化・匿名化を求められる規制を不適用に)	<ul style="list-style-type: none"> ●現状、クラウドファンディング事業者は、金融商品取引法と貸金業法の両方の登録を義務付けられる中で、投資家自身が貸金業者となることを避けるため、当該事業者は、貸付に当たりファンド化・匿名化を求められる ●この結果、金融商品取引法の保護法益である投資資産の透明性が確保されなくなるという矛盾が発生している。
⑤確定拠出年金制度の利用拡大	確定拠出年金法 (引き出し要件の追加、一任運用サービスの解禁)	<ul style="list-style-type: none"> ●米国におけるHardship withdrawalと平仄を合わせ、医療費、住居購入・修復、失業時の家賃支払い、教育費、葬儀等に対して引き出し可能にする
⑥少額貯蓄・少額投資プラットフォームの構築	資金決済法、金融商品取引法、出資法、銀行法 (銀行代理業、金融商品仲介業の規制の不適用・緩和、少額投資資産買い付けの許認可見直し)	<ul style="list-style-type: none"> ●出資法の関係で金銭の預託のみ可能でプラットフォームの構築不可。 ●金融機関と連携して行うには銀行代理業あるいは金融商品仲介業が必要だが、ハードルが高い ●おつり貯金、500円貯金といったリアル貯金を電子化することでキャッシュレス社会促進し、消費喚起可能

具体的施策③（つづき）

■ホームシェア（民泊）に関する要望【法律その他の施策】

- 条例による制限が過度なものとならないようにすること

（過度な制限の例：自治体内の住居専用地域全域の営業可能日数を大幅に制限 等）

- 違法民泊の厳正な取締り、国内外の事業者のイコールフットイングの確保

（国内事業者が規制を遵守する一方で、海外事業者は規制を遵守しなくても何のペナルティも受けないといったことがないようにすべき）

- デジタルファーストの原則に基づき、各種手続においてデジタル化・オンライン化を認めること

（例：宿泊者名簿の作成、本人確認手続 等）

具体的施策④

■ イノベーション促進・ベンチャー振興

- 法人税の更なる引き下げ【税制】
- エンジェル税制の要件・手続きの改革 (ITサービス系のベンチャーでも対象になりやすくするための要件の改訂、赤字要件・株式比率要件の緩和・撤廃、株式売却損失の通常所得との合算可能化、申請書類の簡素化・電子化 等)【税制】
- 法人版のエンジェル税制の創設 (企業のベンチャーに対する直接投資を対象とし、100%損金算入可とするなど)【税制】
- 企業による研究開発目的のベンチャー投資を研究開発税制の対象に【税制】
- エクイティ・クラウドファンディングをベンチャー投資の一形態として捉え、エンジェル税制を適用【税制】
- 国外転出時課税制度につき、事業目的の出国の場合における適用除外【税制】

具体的施策④(つづき) 国外転出時課税制度

税制改正提案

提案	企業派遣による一時的非居住者の納税猶予時の担保提供は免除する。
----	---------------------------------

海外事業を成功させるには、その事業に精通した役員・従業員を海外に派遣して事業の拡大を図るのが通常であり、その派遣期間は予め予測できないことが多い。現在の出国税は、このような企業派遣を行う際の大きな懸念事項となっており、日本企業の海外進出に対するマイナス効果しかない状況である。

一方、出国税の制定時に参考にしたフランスやドイツでは、納税猶予時の担保提供について、職業上の理由による場合は免除される等柔軟な取り扱いがなされている。

そこで、企業派遣による一時的非居住者については、納税猶予時の担保提供を免除することを提案する。

これにより、日本企業の海外進出時の出国税への対応に要する時間や費用を大幅に削減することが出来、企業の海外進出をスムーズに進めることに資するとともに、国外転出時移転制度創設の趣旨に合致した対象者からは、これまで通り徴税すれば済む。

具体的施策④ (つづき)

国外転出時課税制度

諸外国の出国税制度

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	カナダ
出国税の有無	国籍離脱or永住権離脱時のみ	一時的非居住者の出国期間中に実現した資産譲渡益への課税	有	有	有
支払猶予時の担保提供	必要		必要 (例外有)	必要 (例外有)	必要 (例外有)
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> 一定の二重国籍者や未成年 みなし譲渡益が693,000US\$迄は非課税 		<ul style="list-style-type: none"> 出国から15年の期間経過時 資産の贈与による移転 	執行猶予期間中に継続的に分納するため、猶予期間経過後には納税義務がなくなる	資産の贈与による移転
例外的取り扱い	-	-	職務上の理由による出国の場合、支払猶予時の担保免除	経済的に納税が困難である場合、支払猶予時の担保免除	みなし譲渡益が10万AN\$以下の場合支払猶予時の担保免除

具体的施策⑤

■時間にとらわれない新たな労働制度の構築

- 「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等の企業類型を設定し、これらに該当する企業は企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな労働時間制度の創設について検討。
【規制改革】
- その際には、一定の時間・日数を超えた労働時間については複数年単位で積み立て有給休暇に振り替えられる「労働時間貯蓄制度」やリフレッシュや自己啓発のための長期休暇を取得できる「サバティカル制度」の導入、あわせて健康管理の枠組みの整備についての検討が必要。【規制改革】

具体的施策⑥

■ イノベーションを起こすために必要なグローバル人材の育成・確保

- 『教育課程特例校』『研究開発学校』の制度活用等により、下記のような授業を行うモデル校を設定し、国内外に、最先端の教育事例発信。その際、外部講師の積極活用(特別免許状制度の改善など)、株式会社等民間参入の促進と既存公立学校とイコールフットINGの確保、海外学校との交換留学等海外連携を強化。【規制改革ほか】

【プログラミング教育】

- ・イギリス等の諸外国と同様に、プログラミング・コンピューティングそのものを科目として教える
- ・2020年からの必須化を先取りして実践し、その秘訣をガイドラインとして発信
- ・大学入試でプログラミングを試験科目として導入

【英語教育】・英会話だけの授業の実施

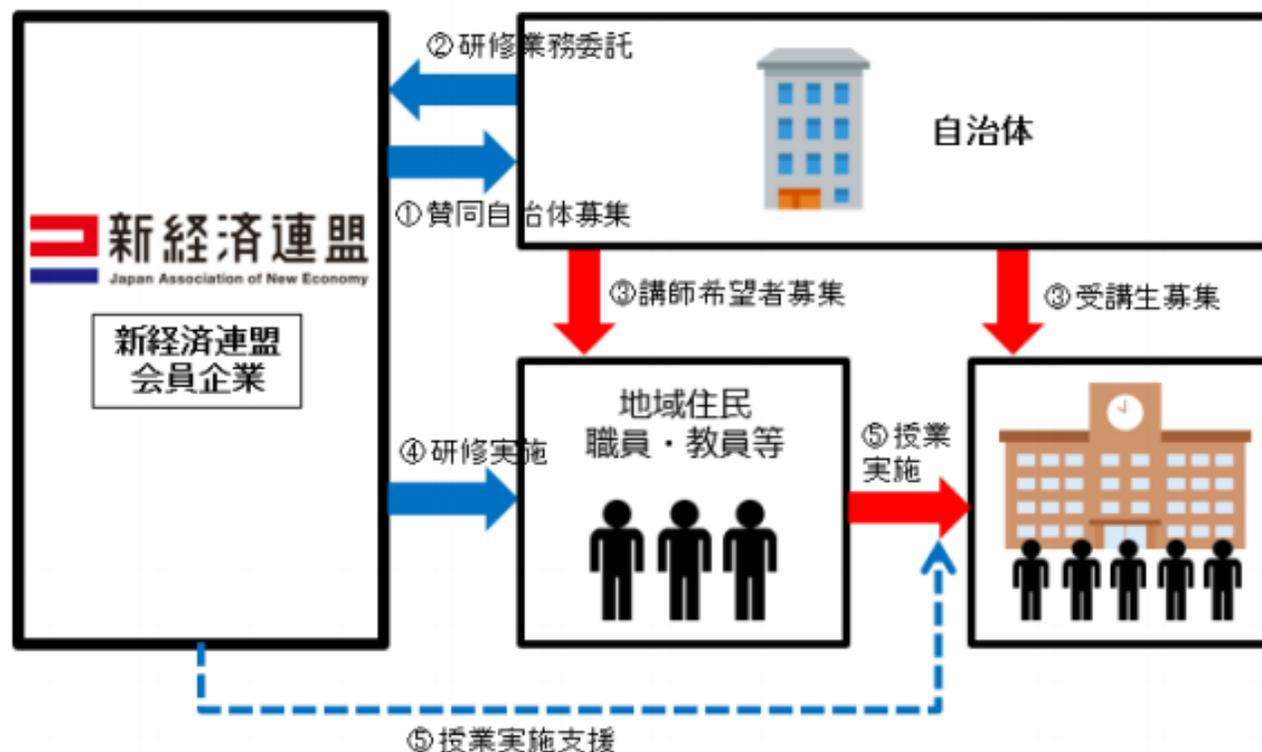
【起業家教育】

- ・アントレプレナーシップや自己肯定感の向上に特化した独自カリキュラムの教育機関設立

(ご参考) 当連盟の取組み

プログラミング教育推進自治体ネットワーク構想

新経済連盟は、プログラミング教育を地域で自走させるための仕組みづくりに向けて、自治体と協力しながら、下記のような具体的取組みを実施することを公表。長崎県島原市、鹿児島県徳之島市、千葉県柏市で実施or実施予定。



具体的施策⑦

■ 国内外企業のイコールフットイング

- OECDのBEPSプロジェクトにおいて、一部の多国籍企業による過度な租税回避の問題を排除し、各国・企業の間でのイコールフットイングが確保されるべきとの考え方にに基づき、各国等で必要な対策がとられているところ。しかしながら、いまだに米国がBEPS防止措置実施多数国間条約に参加せず、特に米国系多国籍企業との間で十分なイコールフットイングが確保されていない現状にあり、米国を含め、各国が協調して積極的に問題に対処すべき【税制】
- 日本国民に対してサービス提供する国外企業に対して、国内企業に適用される法令の域外適用及び適切な執行の確保【法律〈関係法令一括整備法の措置〉】

具体的施策⑧

■ニューエコノミーに対応するためのバランス の取れた制度設計

- 仮想通貨とICOに対する解釈運用、フィンテック対応のための改正銀行法における電子決済代行業の対象範囲の制度設計、金融に関する横断的法制度の検討などについて、ニューエコノミーの実態を踏まえ、過度の規制にならないような検討が必要不可欠

具体的施策⑨

■ビジネスで得た果実を社会的課題の解決に還元していく、 「フィランソロピー・エコシステム」形成に向けた施策の推進

- 資金の出し手(公益財団等)が、非営利組織や社会的企業に対し、中長期にわたって資金提供・経営支援を行うことで社会的課題の解決を図る「ベンチャー・フィランソロピー」等の促進に向け、以下のような施策が必要
 - 公益法人を機動的に設立できるよう、公益法人の理事等に係る親族制限等の撤廃【規制改革】
 - ベンチャー・フィランソロピーが公益法人制度上の「公益目的事業」として認められるための要件の明確化【規制改革】
 - 中長期的・弾力的な資金支援の阻害要因となっている、公益法人の「収支相償原則」について、事前規制的手法から事後規制的手法へ転換【規制改革】
 - 資金の受け手の法人格に関わらず、柔軟に資金供給ができるよう、関連制度の見直し(エンジェル税制・ベンチャー投資促進税制と同等の効果を持つ税制の非営利法人への適用、高い社会的インパクトを生んでいる法人(営利・非営利にかかわらず)の認証制度・税制優遇制度 等)【税制ほか】

具体的施策⑩

■遊休公的不動産の民間活用拡大による社会的課題 の解決

未利用の公有地（例えば都内では332箇所、1,930,000㎡＜東京ドーム約41個分＞）⇒ 待機児童問題、高齢者雇用、観光インバウンド対応等のため有効活用

- ・低未利用な公的不動産の情報集約公開の拡充（オープンデータ拡充とAPI公開）【その他の施策】
- ・低未利用な公的不動産の民間活用手続きを進めるための全体的な方針・KPI設定と、国内の横断的なワンストップ体制・司令塔機能の構築【予算ほか】
- ・民間提案型の仕組みの構築【法律ほか】
- ・遊休公的不動産の管理運用に関する第三者的な管理人制度の導入【法律ほか】

具体的施策⑪

■不動産市場拡大に向けた措置

- 日本の成長戦略として、データ活用等による不動産市場拡大を明確に位置づけ、具体的に以下の項目を検討していくことを提案する【法律その他の施策】。
 - 「不動産情報バンク(仮称)」の整備(政府が進める「不動産総合データベース」のさらなる進化)
 - 不動産の利活用を推進するための評価手法の見直し
 - 不動産再生手法の導入の検討(不動産再生機構の設立含む)
- 上記提案施策実現により、住宅投資額累計と住宅資産額の差分、つまり「失われた建物価値」約500兆円の解消、GDP30兆円拡大等の経済効果を実現。都市のイノベーション、中心市街地活性化等を通じて、都市問題などの社会課題を解決する。

■ 本年5月30日 総理ご発言

『不動産市場の透明性を高めるため、取引価格や建物の利用現況、地域の安全・インフラ等の情報をオープン化します。戸籍や住民基本台帳などと相互に連携するデータベースを整備し、最新の所有者情報を把握・共有することで空き家対策や開発事業等を円滑化します。こうした取組により不動産の取引を活性化させ、不動産投資市場を約30兆円に拡大します。』



■ 本年5月30日 閣議決定文書の中で以下の記述

『不動産登記簿、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における最新の所有者情報をよりの確に蓄積し、行政機関内で共有する等の仕組みについて、その構築のための政府（国）としての推進体制を検討し、平成29年度中に決定。』



2-③ 超観光立国の推進



具体的施策①

- 政府CMO(チーフマーケティングオフィサー)を民間人から起用し、デジタルマーケティング戦略を推進【その他の施策】
- 横田基地の民間活用など航空容量の拡大に向けた措置【規制改革】
- 民泊の拡大推進(民泊新法の営業日数制限の緩和含む)とライドシェアの導入 (再掲)【規制改革】
- 訪日外国人旅行消費額を増やすため、キャッシュレス決済の促進(キャッシュレス決済の義務化を含めた検討) (再掲)【規制改革】

具体的施策②

- モノ消費からコト消費へ流れを踏まえ、ナイトタイムエコノミーなどの体験型消費の推進【その他の施策】
- ラグジュアリーーツーリズムの推進等による消費単価拡大策の実施【その他の施策】
- 快適なWi-Fi環境を利用して楽しかった経験をSNS等で広げてもらうため、オープンな無料Wi-Fiを国内に広げるべき【予算その他の施策】
- 個人による有償の旅行相談の実施(個人等の知識・経験の活用)
⇒ 特区/サンドボックスの活用【規制改革】

3. KPI

施策プランのKPI一覧①

施策ごとにKPIを設定し、各KPIの責任者を明確に定めて改革を推進するべき

施策プラン	KPI(例)	現在値	目標値
①インテリジェント・ハブ化構想	日本発の次世代のトヨタのようなリーダー企業の育成	なし ※トヨタ 19兆 ソフトバンク 10兆	時価総額 20兆円企業 の誕生
	英語力(TOEFL平均点数)	71点	80点
	海外企業の本社・アジア本社の誘致数		年10社
	法人税率	29.97%(来年度 から29.74%)	20%程度
	開業率	5.2% (2015年)	10%台
	世界経済フォーラムIT競争力ランキング内「ICTに関する法制度」 ランキング	27位 (2016年)	10位以内
	技術在留資格による外国人新規入国者数	5,387人 (2013年)	約2万人
	外国企業の対内直接投資残高	24.4兆円 (2015年末)	50兆円 (※1)

※1 政府目標は、2020年までに35兆円。

施策プランのKPI一覧②

施策ごとにKPIを設定し、各KPIの責任者を明確に定めて改革を推進するべき

施策プラン	KPI(例)	現在値	目標値
②最先端社会・スマートネイション	シェアリング・エコノミーの市場規模	1兆1,800億円 (2016年 情報通信総研調査)	10兆円台 (2025年)
	利用頻度が高い重点行政手続きオンライン利用率	47.3% (2015年度)	70% (2020年度)
	主要施設・サービスでのキャッシュレス決済対応比率		100% (2020年)
③超観光立国	年間訪日外国人旅行者数	2,404万人 (2016年)	1億人 (2030年) (※)2
	訪日外国人の年間旅行消費額	3兆7,476億円 (2016年)	30兆円 (2030年)

※2 政府目標は、2020年までに4,000万人、2030年に6,000万人超。

Hello, Future!



新經濟連盟



Japan Association of New Economy